（記載上の注意）

［(1)～(4)　略］

(5)　買付け等の目的

買付け等の目的について具体的に記載すること。

たとえば、

［ａ～ｃ　略］

ｄ　株券等を取得した後、第三者に譲渡することを目的とする場合には、当該第三者について「第２　公開買付者の状況」に掲げる事項と同一の事項（「１　会社の場合」の「(2)　経理の状況」を除く。）を記載するとともに、当該第三者の公開買付者との関係、譲受けの目的及び届出日において所有する当該株券等の数を記載すること。なお、当該第三者が継続開示会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第１条第28号に規定する継続開示会社をいう。(17)及び(31)において同じ。）に該当する者である場合には、「第２　公開買付者の状況」の「１　会社の場合」に掲げる事項のうち「(1)　会社の概要」と同一の事項に代えて、「(3)　継続開示会社たる公開買付者に関する事項」と同一の事項を記載することができる。

ｅ　［略］

(6)　買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数

［ａ～ｇ　略］

ｈ　「買付予定数の下限」欄には、法第27条の13第４項第１号の規定により、応募株券等の数の合計が買付予定の株券等の数の全部又はその一部としてあらかじめ公開買付開始公告において記載された数に満たないときは応募株券等の全部の買付け等をしない旨の条件を付した場合における、当該記載された数を記載すること。

ｉ　［略］

(7)　買付け等を行った後における株券等所有割合

ａ　「潜在株券等に係る議決権の数」欄には、新株予約権証券、新株予約権付社債券、新投資口予約権証券、株券等信託受益証券及び株券等預託証券について株式又は投資口に換算した議決権の数並びに取得請求権付株式及び取得条項付株式について潜在的に増加し得る議決権の数の合計を記載すること。

現在は対象者以外の者が発行者である株券等であっても、取得の請求等の結果、対価として交付される株券等が対象者の発行する株券等である旨の定めがなされている場合には、当該交付される株券等に係る議決権の数も含めることとする。

「公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」及び「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」欄には、公開買付開始公告を行った日における公開買付者及び特別関係者（法第27条の２第７項第１号に掲げる者については、第３条第２項で定める者を除く。(21)のａ、(23)及び(24)において同じ。）の所有する株券等（令第７条第１項各号に掲げる場合に係る株券等を含む。）に係る議決権の数を記載すること。

なお、公開買付期間中に当該議決権（法第27条の５第２号に規定する申出を行った者の所有する株券等に係る議決権を除く。以下(7)及び(21)において同じ。）の数が総株主等の議決権（法第29条の４第２項に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。）の100分の１に相当する数以上増加し、又は減少した場合には、すみやかに訂正届出書を提出すること。ただし、公開買付者が当該議決権の数の増加又は減少の事実を知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合は、この限りでない。

（記載上の注意）

［(1)～(4)　同左］

(5)　買付け等の目的

買付け等の目的について具体的に記載すること。

たとえば、

［ａ～ｃ　同左］

ｄ　株券等を取得した後、第三者に譲渡することを目的とする場合には、当該第三者について「第２　公開買付者の状況」に掲げる事項と同一の事項（「１　会社の場合」の「(2)　経理の状況」を除く。）を記載するとともに、当該第三者の公開買付者との関係、譲受けの目的及び届出日において所有する当該株券等の数を記載すること。なお、当該第三者が継続開示会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第１条第28号に規定する継続開示会社をいう。(17)及び(32)において同じ。）に該当する者である場合には、「第２　公開買付者の状況」の「１　会社の場合」に掲げる事項のうち「(1)　会社の概要」と同一の事項に代えて、「(3)　継続開示会社たる公開買付者に関する事項」と同一の事項を記載することができる。

ｅ　［同左］

(6)　買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数

［ａ～ｇ　同左］

ｈ　「買付予定数の下限」欄には、法第27条の13第４項第１号の規定により、応募株券等の数の合計が買付予定の株券等の数の一部としてあらかじめ公開買付開始公告において記載された数に満たないときは応募株券等の全部の買付け等をしない旨の条件を付した場合における、当該記載された数を記載すること。

ｉ　［同左］

(7)　買付け等を行った後における株券等所有割合

ａ　「潜在株券等に係る議決権の数」欄には、新株予約権証券、新株予約権付社債券、新投資口予約権証券、株券等信託受益証券及び株券等預託証券について株式又は投資口に換算した議決権の数並びに取得請求権付株式及び取得条項付株式について潜在的に増加し得る議決権の数の合計を記載すること。

現在は対象者以外の者が発行者である株券等であっても、取得の請求等の結果、対価として交付される株券等が対象者の発行する株券等である旨の定めがなされている場合には、当該交付される株券等に係る議決権の数も含めることとする。

「公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」及び「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」欄には、公開買付開始公告を行った日における公開買付者及び特別関係者の所有する株券等（令第７条第１項各号に掲げる場合に係る株券等を含む。）に係る議決権の数を記載すること。

なお、公開買付期間中に当該議決権（法第27条の５第２号に規定する申出を行った者の所有する株券等に係る議決権を除く。以下(7)及び(22)において同じ。）の数が総株主等の議決権（法第29条の４第２項に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。）の100分の１に相当する数以上増加し、又は減少した場合には、すみやかに訂正届出書を提出すること。ただし、公開買付者が当該議決権の数の増加又は減少の事実を知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合は、この限りでない。